

堺市会計年度任用職員【障害支援区分等認定調査員】募集要項

1. 募集人員：若干名
2. 応募資格：国籍及び年齢は問いません。
ただし、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

以下の(1)から(4)までのいずれかを満たしている方
 (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、(准)看護師、相談支援従事者研修（障害者ケアマネジメント従事者研修含む）修了者のうちいずれかの資格を持つ方
 　※受験においては、資格取得見込も可
 　但し、令和8年4月1日までに資格取得できない場合は採用不可
 　※実務経験は問わない
 (2) 介護職員初任者研修修了者及びホームヘルパー2級以上取得者で、資格取得後、当該資格に係る2年以上の実務経験がある方
 (3) 障害者施設等において2年以上の実務経験がある方
 　※資格の有無は問わない
 (4) 市町村職員として障害支援区分認定又は要介護認定の調査員としての実務経験がある方
3. 職務内容：(1) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分等認定調査及びこれに付随する事務
 (2) その他所属長が指示した事務
4. 任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員
5. 任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 　※勤務実績等により再度の任用を行う場合あり
6. 勤務日：月曜日から金曜日のうち週4日
7. 勤務時間：週30時間勤務
 　午前9時～午後5時15分（うち休憩45分間）
 　※調査状況等により時間外勤務を命ずることあり
8. 勤務場所：障害福祉サービス課又は各区役所
9. 休日等：(1)勤務日に指定した日以外の日
 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日
10. 報酬・諸手当等：※人事給与制度等の改正により変わる場合があります
 (報酬) 月額194,300円程度
 　※本市の同一職務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり（上限10年）
 (諸手当) 期末勤勉手当
 　※6月、12月に期末手当及び勤勉手当（合計4.65か月を予定）を勤務状況が良好な場合に支給
 　※任用初年度は支給対象期間における在職期間に応じて割落としあり

通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき支給
 (休暇) 年次有給休暇、特別休暇（夏季、介護等）等
 ※年次有給休暇は6ヶ月を超える任期がある職員に付与
 週4日週30時間勤務で4月1日採用の場合 20日
 年度途中採用の場合、勤務日数で割落としあり
 (福利厚生) 厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

(報酬例) ※継続して勤務した場合

| | 0年目 | 1年目 | 2年目 | … | 10年以上 |
|--------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|
| 月額報酬 | 194,300円程度 | 201,000円程度 | 207,300円程度 | | 242,200円程度 |
| 期末勤勉手当 | 587,000円程度 | 934,000円程度 | 963,000円程度 | | 1,126,000円程度 |
| 年額報酬 | 2,918,000円程度 | 3,346,000円程度 | 3,451,000円程度 | | 4,032,000円程度 |

11. 応募方法 : (1)応募期間

令和8年1月30日（金曜日）まで（必着）

(2)提出書類

A 履歴書（写真貼付）

（所定の「堺市会計年度任用職員履歴書」を堺市ホームページからダウンロード。）

B 資格証又は修了証の写し（※応募資格(1)又は(2)の場合のみ）

C 応募動機（任意の様式で400字程度）

(3)応募方法

上記A～Cを障害福祉サービス課まで簡易書留により提出。

封筒に朱書きで「堺市障害支援区分等認定調査員受験履歴書在中」と記載のこと。

※提出書類は返却しません。

12. 採用方法 : 書類選考後、個別面接試験（約30分）の上決定。

結果通知は後日受験者に郵送します。

個別面接試験は、令和8年2月中旬に実施予定。

選考日時等については書類選考後、案内します。

【履歴書等提出・問合せ先】

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課
認定給付係（採用担当：藤原、山田）

住所：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7510（直通）

FAX：072-228-8918